

【資料 2】

若者と地域をつなぐプロジェクト事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

若者と地域をつなぐプロジェクト事業業務委託

2 委託業務の目的

人口減少下においても地域コミュニティの維持・活性化を図るためには、あらゆる世代の社会参加を進める必要があることから、高校生等が自分の住む地域を主体的に見つめ直す機会を提供し、地域の課題等を解決する取組を支援することで、若者が地域づくり活動に目を向ける意識の醸成やきっかけづくりを行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の内容

高校生等が自分の住む地域を見つめ直し、課題等を発見する段階から、その課題等を解決するための取組を企画し実践する段階まで伴走型支援を行うこと。

【対象者】

原則、高等学校、専門学校、大学の在籍者で構成する 2～3 名のグループ

【実施スケジュール（案）】

県が想定している本業務実施スケジュール（案）は次のとおり。

なお、詳細な実施スケジュールについては、契約締結後、県との協議の上進めるものとする。

①事前説明会の開催	7 月上旬
②参加者の募集	7 月上旬～下旬
③審査	7 月下旬
④集中ワークショップの開催（2 回）	1 回目：8 月 2 回目：10 月
⑤オンラインワークショップの開催（2 回）	1 回目：9 月 2 回目：11 月
⑥活動実践への支援	8 月上旬～3 月上旬
⑦成果発表会	3 月中旬

（1）事前説明会の開催

- ・この事業への参加を希望する者を対象に、事業の概要等を説明すること。
- ・審査会に向けたエントリーシートの作成を支援すること。
- ・県内各地からの事業参加を促進するため、説明会の様子を動画等で記録し、募集期間を通じて、ウェブ上に公開すること。

（2）参加者の募集

- ・応募者数の拡大や事業の認知度向上に寄与するような告知展開を検討すること。
- ・県が行う秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」への募集告知や市町村等関係機関への周知に加えて、SNS 等を活用し参加者を広く募集すること。

（3）審査

- ・活動経費を支援するグループ（8 組程度を想定）を選定するための審査（エントリーシートに基づく書類選考を想定）を実施すること。
- ・なお、選考に当たっては、別に定める審査基準により公平に審査すること。

（4）集中ワークショップの開催（2 回）

- ・（3）で選定されたグループを対象に集中ワークショップを開催し、地域で活躍する者等による講義のほか、各グループの取組のブラッシュアップにつながるワークショップ等を実施すること。
- ・採択グループの活動地域に応じた会場を設定するなど、県内各地の高校生等が参加しやすい環境を構築すること。
- ・集中ワークショップの参加者には旅費を支給すること。
- ・なお、開催形式については、事前に県と協議の上、決定するものとする。

(5) オンラインワークショップの開催（2回）

- ・（3）で選定されたグループを対象に、オンラインで各グループの進捗状況を共有し、参加者同士の交流促進を図るワークショップを実施すること。
- ・なお、自宅の通信環境等により、やむを得ず参加できない者に対しては、後日実施内容の共有を行うなど、適切なフォローアップを行うこと。

(6) 活動実践への支援

- ・高校生等が自分の住む地域を見つめ直し課題等を発見する段階から、その課題等を解決するための取組を企画し実践する段階まで、メンタリング等を通じて伴走型支援を行うこと。
- ・採択グループが取組を企画し実践する段階においては、地域の企業・団体等との連絡・調整や、地域づくり活動で活躍する人材とのマッチングなど、企画の実現に向けたコーディネートやサポートを行うこと。
- ・次に掲げる上限額の範囲内で、企画の実施に必要な経費を支出すること。
【1チーム当たりの上限額：4万円（対象経費の10/10）】
- ・取組ごとに進捗状況を把握・管理の上、実績額を県に報告すること。

(7) 成果発表会の開催

- ・取組の成果や今後の課題等を共有するとともに、広く取組内容を発信するための成果発表会を開催すること。
- ・高校生等の活動が広く県民にフィードバックされるように工夫すること。
- ・なお、実施内容については、事前に県と協議の上、決定するものとする。

(8) SNS等を用いた一般広報

- ・「2 業務委託の目的」のとおり、若者が地域づくり活動に目を向ける意識の醸成を図る観点から、令和7年度における本事業の取組内容等を掲載すること。
- ・内容や頻度、回数等については、事前に県と協議の上、決定するものとする。

(9) 報告書等の取りまとめ及び成果報告書の作成

- ・効果検証のため、参加者等に対してアンケートを実施すること。
- ・アンケートの分析結果や改善を要する事項を含め、事業の実施結果について報告書を作成の上、県に報告すること。
- ・取組内容や成果を広く発信するための冊子（200部程度を想定）を作成すること。
- ・なお、参加者や関係機関等への配付は県が行うものとする。

【留意事項】

- ア 地域との継続的なつながりをつくるという観点から、事業全体を通して、地域との交流が深まるよう工夫するとともに、高校生等が地域のことを主体的に考え行動する意欲や地域とともに課題解決に取り組む意識が醸成されるよう、効果的な内容で実施・支援を行うこと。
- イ 地域の大人と交流・協働する機会を創出することによって、高校生等が地域を見つめ直し、地域社会の一員としての自覚を持つきっかけになるよう工夫すること。
- ウ 参加者同士の交流や協働の取組を通じて形成されたつながりが持続するように工夫すること。

5 成果品

報告書1部及び原稿データ（PDF等）を提出すること。

6 その他

- ・委託業務の進行に当たっては、県と十分協議して実施すること。
- ・「4 委託業務の内容」のうち「(6) 活動実践への支援」における必要経費の支出の支払実績を踏まえ、【資料1】企画提案実施要領の「3 委託経費（委託額の上限）」の範囲内で、委託額の変更を行う場合がある。
- ・成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・成果品の納品場所は、県あきた未来創造部地域づくり推進課とする。
- ・この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、業務を進めるものとする。